

高知県ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金 Q&A (4/23更新)

(工) 申請・審査について

No.	質問	回答
1	他の補助金との併用はできますか。	○国や県、市町村等が実施する他の補助金と同一の補助対象経費について重複受給はできません。 ※市町村等による本補助金への継ぎ足し補助金は、同一の補助対象経費についても重複受給可能です。
2	複数の申請はできますか。	○同一募集で複数での申請はできません。 ただし、同一募集であっても、複数の生産設備をまとめて1つの申請書に記載いただくことは可能です。その場合は交付申請書の別紙3の1を生産設備ごとに作成してください。
3	複数の支店があるが、支店ごとに申請はできますか。	○法人登記や開業届を行っている事業者単位で1事業者あたり申請1件となります。本社の住所、代表者名で申請してください。
4	申請フォーム以外の申請方法はありますか。	○ありません。郵送や、持参、FAXでの申請は受け付けていません。
5	申請時に全ての見積りが必要ですか。	○経費の妥当性も審査するため、全ての生産設備の見積書が必要です。
6	申請時に添付する見積書は1者でよいですか。	○30万円(税込)を超える場合は、同一機種について原則2者以上の見積りが必要となります。 (特許性等があり、客観的に複数見積りが取得できない場合は選定理由書で可) また、やむ負えず見積書が間に合わない場合は、申請時には、1つの生産設備につき、1者の見積書があれば、申請は可とします。ただし、その場合は交付決定時までに、2者以上の見積り提出が必要となります。
7	公募開始前で見積書は有効となりますか。	○納品日が補助対象期間内のものであれば対象となります。
8	一般枠の採択は申請の受付順ですか。早く申請した方が有利になりますか。 採択審査はどのように実施されるのでしょうか。	○受付順ではありません。外部有識者等によって申請内容等を審査のうえ、予算の範囲内で採択します。
9	一般枠は申請をすれば必ず補助が受けられますか。	○審査を行いますので、受けられるとは限りません。
10	別紙5の「1(1)②収益向上の算出根拠」には、「1(1)①収益向上計画」に記載した数字の算出方法を記載したらよいですか。	○②の算出根拠には、数字の算出方法だけでなく、売上高、売上総利益、付加価値額等を向上させるための具体的な取組内容を記載ください。

4/23
追加